

相談

相談員が解決の方法を一緒に考えます
困ったときは気軽に相談してください
 問い合わせ 市民相談センター 八木 ☎(23) 0088

市民相談センターには、毎日さまざまな相談が寄せられています。困ったときには独りで悩まずに、まずは相談してください。秘密は守られます。

よくある相談とアドバイス

「消費生活相談1 もうけ話」

▼A社から「石炭採掘権購入のパンフレットを送る」と電話がありその後、B社から「権利を欲しい人がいるので、あなたの名前で申し込んでほしい。お金は依頼人が支払う」と電話があったが、信用できるものなのか。

▼見知らぬ業者からパンフレットや電話で権利購入の勧誘があり、その後、別の業者を名乗る者から「権利を高値で買い取るので、代わりに買ってほしい」などと勧誘する「劇場型」と呼ばれる手法が増加しています。しつこく勧誘されても絶対に信用しないでください。

「消費生活相談2 次々販売」

▼訪問販売で商品を購入したところ、その業者が何度も訪問を繰り返すうちに親しくなった。親切な態度で健康食品など別の商品

次々と勧められ購入してしまい、預金もなくなり今後の支払いができないが、どうしたらよいか。

▼訪問販売で必要以上に商品を買ったことや、購入者の財産と生活状況を照らして販売の仕方に問題がある場合は、クーリングオフ期間を過ぎても解約できることがありますので、ご相談ください。

「一般相談 仕事をしない子ども」

▼子どもが仕事を何度変えても長続きせず、何もしないで自宅にいる。食事もしないことがある。今後、安定的に収入を得られるように働きに行かせたいがどうしたらよいか。親戚などにも相談したところ、一度病院で診察してもらったらどうか、と言われた。

▼社会生活を送る中で、知らないうちに人間関係などのストレスがたまり、精神的な病気を引き起こすことがあります。働き盛りの人に多いともいわれ、家族が気付かないこともありませうので一度、診察を受けることも必要です。

*年末には訪問販売や電話勧誘が多くなります。必要がないものはつきり断りましょう。

環境

シリーズ環境美化
最終回 ごみの屋外焼却について
 問い合わせ 環境課 日野 ☎(53) 2609

最終回は、ごみの屋外焼却に関する相談について紹介します。

「相談事例」

近所でごみを燃やしていて、洗濯物にも臭いが付くので迷惑しているのですが……

■市の対応
 現地を指導を行い、その場で消火を促しています。

ごみを屋外で焼却する行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「静岡県生活環境の保全等に関する条例」により禁止されています。

ただし、以下のような場合は例外外となります。

- (1) 国、県、市が施設の管理を行うためにする焼却（河川管理の伐採草木の焼却、海岸漂着物などの焼却など）
- (2) 災害の予防や応急対策または復旧のための焼却（凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時の木屑の焼却など）
- (3) 風俗慣習上または宗教上の行事を行うための焼却（どんど焼きなど）
- (4) 農林漁業のためのやむを得ない焼却



このようなごみの屋外焼却は禁止されています

い焼却（農業者などが行う稲わらなどの焼却、林業者などが行う伐採枝などの焼却、漁業者などが行う魚網に付着した海産物などの焼却）

(5) たき火その他の日常生活を営む上での軽微な焼却（たき火、キャンプファイヤーなどによる木屑の焼却）

* (1) から (5) のように例外外として認められている場合でも、近隣住民の生活環境に影響が及ぶ場合には、中止していただくこととありますので、場所や時間には十分注意してください。また、大規模に行う場合には、消防署へ焼却届を提出してください。

健康

歯周病は若いころからの予防が大切
8020（80歳で20本の歯）を目指そう
 問い合わせ 健康推進課 増田 ☎(23) 0024

「8020（ハチマルニイマル）運動」を知っていますか。

「80歳で自分の歯を20本保ちましょう」という運動です。20本以上の歯を持っていて高齢者は何でもおいしく食べられ、日常生活を楽しみ、豊かに過ごしていることが分かっていきます。

市では、静岡県歯科医師会主催の平成23年度「いい歯のお年寄り8020コンクール」に応募した26人のうち、25人が8020を達成しました。

8020を達成した25人の皆さん（敬称略）

杉山かね代	静波	清水 節	川崎	横山ぶん	神寄
高木克彦	静波	吉田三郎	川崎	黒田伊太郎	東萩間
枝村 勇	静波	萩原昭彦	川崎	鈴木りく	東萩間
大井吉合	静波	大石辰夫	坂部	鈴木安平	牧之原
大石カエ	静波	福代猪作	坂部	水野ます	東萩間
片瀬きよ	静波	岡野富久	福岡	中山精一郎	落居
大井まさ	細江	神谷和子	大江	中山 高	落居
森田三郎	細江	厚地ノリ子	大江	鈴木由兵衛	地頭方
				原口藤男	遠渡

*審査の結果、歯の本数や状態などが良好であった上位3人が、県歯科医師会長賞を受賞しました。



県歯科医師会長賞を受賞した皆さん。写真左から福代猪作さん、枝村勇さん、神谷和子さん

皆さんは自分の口の中に自信がありますか。日本人がむし歯以上に歯を失う原因となっている病気が、歯周病です。40歳代で70%、60歳代では90%の人が歯周病になっているといわれています。

歯周病の予防には、若いころから予防意識を持ち、正しい歯磨きの方法をはじめとした対策を学んで実行することがとても重要です。そして、歯科医による予防と治療を並行して行うことが効果的です。初期の歯周病は自覚症状がありません。しかし、末期になると歯を抜くしか治療方法がなくなってしまう。痛くなってから歯科医に行くのではなく、予防のための「かかりつけ歯科医」を持ち、定期受診を心掛けましょう。

税金

毎年1月1日現在における固定資産の所有者に課税
固定資産税についてお知らせします
 問い合わせ 税務課 藤田 ☎(23) 0035

固定資産税とは
 固定資産税は、市内の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に課税される地方税です。年の途中の売買や相続などにより、所有権が移転した場合でも「1月1日現在の所有者」に対して課税されます。

固定資産税は市税全体の約半分を占めており、市民サービスや公共事業などを行うための重要な財源となっています。

納税義務者

固定資産税を納めていただくのは、原則として固定資産の所有者となります。

税額の算出方法

固定資産税の税額は「課税標準額×税率」により算出されます。

税率と課税標準額について

本市における固定資産税の税率は、1・4%です。

課税標準額は、原則として固定資産の価格（評価額）と同じになります。ただし、住宅用地のように特例措置が適用される場合や、宅地の税負担の調整措置が適用さ

れる場合は、評価額より低く算出されます。

評価の方法

総務大臣が定めた基準に基づいて評価を行っています。

「土地」 地価公示価格や市内の宅地鑑定評価を基礎として、宅地や農地、山林や原野、雑種地などの地目別に定められた評価方法により行います。

「家屋」 家屋調査に基づいて算出した価格に、経過年数などの補正率を乗じて算出します。

「償却資産」 資産の取得時期や取得価格、耐用年数に基づき、経過年数に応じた減価を考慮して算出します。

課税の流れ

次のような手順で税額を決定し、通知させていただきます。

▼固定資産を評価し、価格を決定します。

▼決定した価格を基に、課税標準額を算定します。「課税標準額×税率＝税額」となります。

▼毎年5月上旬に、税額などを記載した納税通知書を納税義務者宛てに郵送します。